深谷市自主防災組織設置要綱

(令和元年12月27日市長決裁)令和3年9月14日改正令和5年6月1日改正令和6年3月19日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第5条の規定及び深谷市地域防災計画に基づき、災害等が発生するおそれがある場合、又は風水害や地震等の災害等が発生した場合に、応急的に被害の防止及び軽減、災害の復旧を図るため、住民の防災意識の高揚と行動力を高め、自発的な防災活動を行う自主防災組織(以下「組織」という。)の設置及び育成を図るために必要な事項を定めるものとする。

(組織の規模)

- 第2条 組織は、原則として自治会を単位として設置するものとする。ただし、地域の実情により必要がある場合は、 複数の自治会を単位として合同で設置できるものとする。
- 2 前項に規定にかかわらず、組織は、住民の基礎的な日常生活圏域又は連帯感に基づく範囲を単位として、市長が認める場合に限り設置できるものとする。

(組織の名称)

第3条 組織の名称は、原則として「〇〇自主防災会」とする。

(届出等)

- 第4条 組織の代表者は、組織を設置したとき及び組織の内容を変更したときは、深谷市自主防災組織設置(変更)届出書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に届出するものとする。
 - (1) 自主防災組織の規約又は会則等

- (2) 役員名簿
- (3) 自主防災組織図
- (4) その他市長が特に必要と認める書類
- 2 前項に規定にかかわらず、軽易な内容の変更については、 添付書類の全部又は一部を省略することができるものとす る。

(組織の編成)

- 第 5 条 組織は、会長及び副会長のもと、必要に応じて次の 役割を担う活動班を編成し、それぞれ班長、副班長及び班 員を置くことができるものとする。
 - (1)情報連絡班は、防災知識の普及、防災訓練、情報伝達及び情報収集に努めるものとする。
 - (2)避難誘導班は、住民及び要配慮者に対する避難情報等の伝達や避難誘導に努めるものとする。
 - (3) 救出救護班は、救出作業の実施及び負傷者の救護に努めるものとする。
 - (4)消火警戒班は、初期消火の実施及び地区内の警戒巡視に努めるものとする。
 - (5)生活支援班は、給食、給水及び物資の調達配給に努めるものとする。

(組織の活動)

- 第6条 組織は、次の各号に掲げる平常時の防災活動並びに 災害が発生するおそれがある場合、災害発生時の応急活動 等及び災害の復旧に関することに努めるものとする。
 - (1) 平常時の防災活動
 - ア防災知識の普及及び防災訓練等の実施に関すること。
 - イ 情報の収集伝達体制の確立に関すること。
 - ウ 要配慮者の把握等に関すること。
 - エ 地区内の安全点検に関すること。
 - オ防災用資機材等の確保、確認に関すること。

- (2) 災害が発生するおそれがある場合、災害発生時の応 急活動及び災害の復旧に関すること。
 - ア 住民及び要配慮者に対する避難指示等の 伝達及び支援に関すること。
 - イ 初期消火の実施に関すること。
 - ウ 救出作業の実施及び負傷者の救護に関すること。
 - 工給食、給水及び物資の調達配給に関すること。
 - オ 地区内の警戒巡視に関すること。
 - カ 地区内の被害状況等の情報収集及び報告に関すること。
 - キ 災害の復旧及び災害からの復興に関すること。

(設置及び育成推進等)

第7条 市は、防災関係機関と連携し、組織の設置及び育成の推進を図るとともに、防災講習、防災訓練等を実施する ものとする。

(深谷市自主防災会等交流会の設置)

第8条 市は、組織間相互の情報交換、連絡調整等を図るため、深谷市自主防災会等交流会を設置し、防災講習、防災訓練等を実施するものとする。

(台帳の整備)

第9条 市長は、第4条の規定により、届出された組織について、自主防災組織設置台帳(様式第2号)を備えておく ものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年12月27日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日の前日までに第4条に規定する自主 防災組織としての要件を備え、かつ、防災活動等を行って

いると市長が認める者については、第4条の規定による届出したものとみなす。

附 則

この要綱は、令和3年9月14日から施行する。 附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。附 則

この要綱は、令和6年3月19日から施行する。様式第1号(第4条関係)

[別紙参照]

様式第2号(第9条関係)

[別紙参照]